

第1章 計画の基本的事項

1.1 環境基本計画とは

平成5年11月に施行された環境基本法第15条では、「政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画を定めなければならない。」と規定されており、これに基づいて、平成6年12月に国の最初の環境基本計画が策定されました。その後、地球温暖化問題の進展をはじめとした環境問題をめぐる状況の著しい変化に対応するため、平成12年12月に第二次環境基本計画、平成18年4月に第三次環境基本計画、さらに、平成24年4月には第四次環境基本計画が策定されています。

また、同法第7条では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されています。

西条市（以下、「本市」という。）においては、これを受けて、平成18年12月に西条市環境基本条例を施行し、同条例第9条で、「市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画を定めなければならない。」と規定しています。

「第2期西条市環境基本計画」（以下、「本計画」という。）は、同規定に基づく計画であり、平成19年3月に策定した「西条市環境基本計画」（以下、「第1期計画」という。）の後継計画となります。

1.2 計画改定の背景及び目的

本市では、第1期計画に基づき、「石鎚に育まれ 水も緑も人も輝くまち西条～子どもから大人までみんなでつなぐ豊かな自然～」を目指す将来の環境像として、6つの環境（環境教育・水環境・自然環境・生活環境・社会環境・地球環境）に沿った環境保全施策を推進してきましたが、計画策定から10年が経過し、環境問題をめぐる状況が著しく変化しています。特に、近年では、国の第四次環境基本計画で掲げる、国民の「安全」の確保を前提とした「低炭素」・「循環」・「自然共生」が統合的に達成された持続可能な社会の実現が急務の課題となっています。

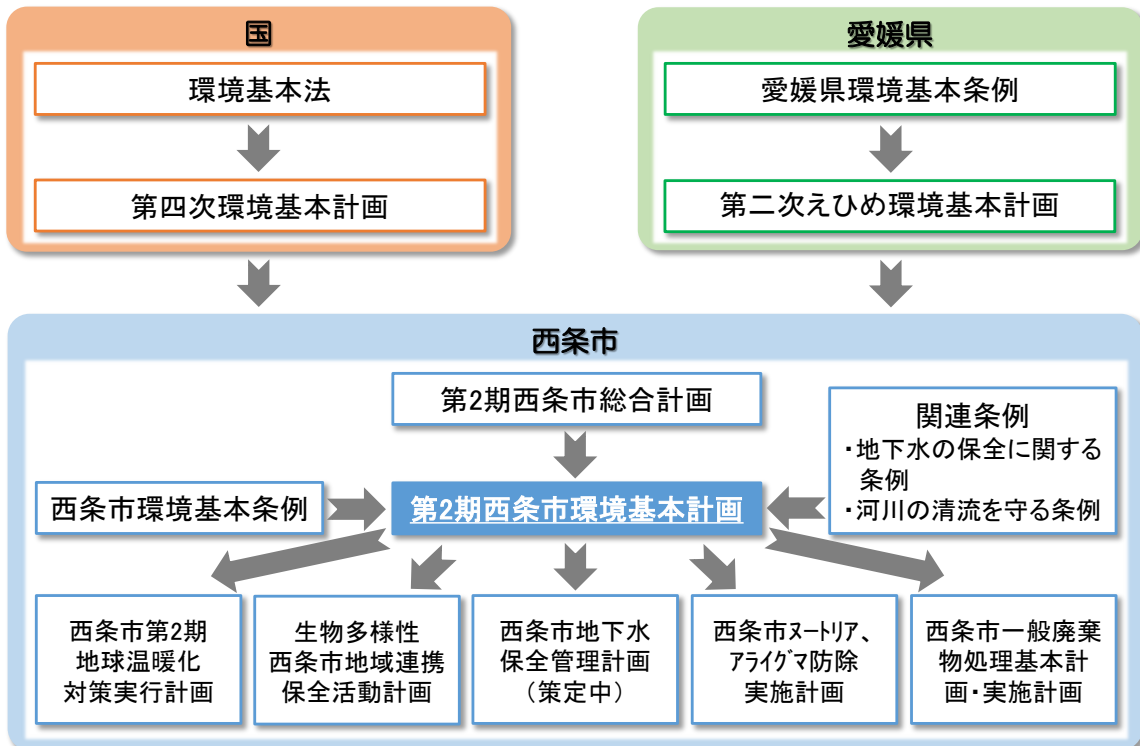
本計画は、このような状況を勘案しつつ、本市のうちぬき等の貴重な水資源や豊かな自然生態系の保全に十分配慮するとともに、環境学習の充実に向けた体制づくりと市民参加による環境意識の向上を目指して、本市が目指す将来の環境像や基本目標を定め、その実現に向けて各種施策を総合的かつ効果的に一層推進できる計画として策定しました。

1.3 計画の位置付け

本計画は、平成 27 年 3 月に策定された本市の最上位計画である「第 2 期西条市総合計画」を、環境面から総合的かつ計画的に推進するための計画に位置付けられます。

また、本計画の策定にあたっては、上位計画となる国・県の環境基本計画の内容を踏まえるとともに、本市の関連する条例や計画との整合・連携を図っています。

■計画の位置付け



1.4 計画の期間

本計画の計画期間は、平成29年度から平成38年度の10年間としますが、今後の環境問題や社会情勢の変化等に的確に対応するために、計画期間の中間年度である平成33年度を目処に計画の見直しを行います。

■計画の期間

計画期間(年度)												
～H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
西条市環境基本計画 (H19～28)			第2期西条市環境基本計画 (H29～38)									
						見直し						
西条市 総合計画 (H18～26)	第2期西条市総合計画 (H27～36)										次期の 総合計画	
えひめ環境 基本計画 (H22～26)	第二次えひめ環境基本計画 (H27～31)					次期の環境基本計画						

1.5 計画の推進主体

近年の環境問題の多くは、市民の日常生活や通常の事業活動等に起因していることから、行政だけで問題解決を図ることは困難となっており、より良い環境を次世代に引き継いでいくためには、市民・事業者・市民団体の参画が必要不可欠です。

そのため、本計画においては、市民・事業者・市民団体・行政といった多様な主体が目標を共有するとともに、その実現に向けて、お互いの立場や役割を認識し、対等なパートナーとして連携・協働しながら、より良い環境づくりの推進を目指していきます。

1.6 計画で対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、以下のとおりです。

■ 計画で対象とする環境の範囲

環境の範囲	対象とする環境要素	
環境教育	● 市民への環境教育 ● 事業者への環境教育	● 子どもへの環境教育 ● 環境教育の基盤
水環境	● 地下水	● 公共用水域
自然環境	● 生物多様性 ● 林業地域 ● 農作地 ● 海域（干潟）	● 山岳地域 ● 里山・社叢林 ● 河川・水路・湧水池・ため池
生活環境	● 大気質 ● 悪臭 ● 廃棄物	● 騒音・振動 ● 土壌汚染・有害化学物質・空間放射線量
社会環境	● 公園・緑地 ● 景観 ● 防災・安全・安心	● 水辺 ● 歴史・文化
地球環境	● 地球温暖化 ● 酸性雨	● オゾン層の破壊